

# 住居に関するサポート

住  
居

# 市営住宅

群馬県住宅供給公社 前橋支所（市役所8階）

☎027-898-6986

市営住宅は、市が住宅に困っている方のために国からの補助を受けて建てた住宅です。そのため、申し込みには資格の制限があります。

## ◆入居申し込み資格

- 1 前橋市内に在住または在勤の方
- 2 同居できる方は親族に限ります
- 3 現在住宅に困っている方 土地や家屋などの不動産をお持ちの方や既に市営住宅または県営住宅に入居中の方は、原則として申し込みできません
- 4 申込者及び入居予定者が暴力団員でない方
- 5 住民税に滞納のない方
- 6 収入が国で定める収入基準に当てはまる方

申し込み世帯	基準月収額
一般の世帯	158,000円 以下
※高齢者世帯 ※障害者世帯 ※子育て世帯	214,000円 以下

※高齢者世帯…申込者が60歳以上で、かつ同居者のいずれもが60歳以上か18歳未満の世帯

※障害者世帯…身体障害者（1～4級）、精神障害者（1級または2級）、重度の知的障害者、難病患者

※子育て世帯…小学校就学前の子どもがいる世帯

- 7 入居決定後、次の条件を満たす方

ア 群馬県在住の緊急連絡人1名をつけることができる

イ 敷金として家賃の3か月分を指定日までに納入できる

ウ 毎月末までにその月分の家賃を納入できる

※単身で申込みする場合は自活可能な方、身元引受人1名をつけることができる方

※ペットは飼えません



## 住居

# 県営住宅

群馬県住宅供給公社 管理部管理課(住宅公社ビル1階)

☎027-223-5811

県営住宅は、県が住宅に困っている方のために国からの補助を受けて建てた住宅です。

そのため、市営住宅と同じく申し込みには資格の制限があり、収入に応じた家賃となっております。なお、広瀬第二県営住宅には一般世帯向け住戸の他、シングルマザーを対象としたシェアハウスが設置されています。

(例) 前橋市内の県営住宅

団地名	所在地	家賃範囲(円)	間取り
朝日町県営住宅	朝日町 3-33-6 他	15,900～38,800	3K、3DK、2DK
下細井県営住宅	下細井町 349-1 他	15,100～49,700	2DK、3DK など
広瀬第二県営住宅 シェアハウス	広瀬町 3-30-2	16,400～39,100	1LDK、2LDK

前橋市内の県営住宅は、現在11団地で募集を行っており、一部の団地を上記に記載しています。詳しくは、群馬県住宅供給公社管理部管理課または、前橋支所へお問い合わせください。